

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社友祐（以下「甲」という。）と労働者代表 佐藤さおり（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する全派遣従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1、別表 2 のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 4 年 8 月 26 日職発 0806 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（時給換算）の小分類を使用する。

（2）通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、就業地が青森県に限られることから、通達別添 3 に定める「地域指数」の「青森県（弘前・黒石）」を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることとする。

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

2 甲は、第 8 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～3% の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第 29 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 通勤手当は以下のとおりとする。

- (1) 公共交通機関を利用する者については定期券による実費を支給する。
- (2) 自家用車利用して通勤する者については、次の式により燃料代を支給する。  
「片道距離 (Km、少数点未満は四捨五入)」×2×11.7円＝1日分燃料代とする。また月額上限を1万5千円(時給換算額90円)、最低日額を300円とし、算出上日額300円に満たない場合においては、最低日額の300円を出勤日数に合わせ支給する。
- (3) 当社または派遣先の、無料送迎バスを利用する者については費用の負担が生じないことから通勤手当を支給しない。
- (4) 派遣先において駐車場が完備されていない場合の駐車料金は通勤手当としては支給しない。  
ただし、派遣先での費用対応等がある場合は、別途労使協議にて確認・決定する。
- (5) 燃料費(ガソリン、軽油等)において、市場価格の変動を注視し、必要に応じ見直しを行う。

第7条 対象従業員に対して、退職金制度がないため一般賃金に前払い(5%)を上乗せし、合算方式で同等以上を確保する。

(賃金の基本に当たっての評価)

第8条 基本給の決定は、半期毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は株式会社友祐 人事考課規程を準用し人事考課表によりその評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第22条、第32条、第33条及び、第38条での規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項(別表1にない職種・就業地以外の派遣等)については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期限)

第12条 本協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与の関係)

(1/3)

(中分類：07) (小分類：073)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	機械開発 技術者	職業安定 業務統計	1,237	1,437	1,554	1,597	1,708	1,870	2,368
2	地域調整	(黒石) 80.3	994	1,154	1,248	1,283	1,372	1,502	1,902
3	退職金(5%) 上乘せ後		1,044	1,212	1,311	1,348	1,441	1,578	1,998

(中分類：25) (小分類：257)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	総合 事務員	職業安定 業務統計	1,033	1,200	1,297	1,334	1,427	1,562	1,977
2	地域調整	(弘前) 81.7	853	992	1,072	1,102	1,178	1,290	1,633
3	退職金(5%) 上乘せ後		896	1,042	1,126	1,158	1,237	1,355	1,715

(中分類：31) (小分類：312)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	データ 入力員	職業安定 業務統計	1,056	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021
2	地域調整	(黒石) 80.3	853	992	1,072	1,102	1,178	1,290	1,633
3	退職金(5%) 上乘せ後		896	1,042	1,126	1,158	1,237	1,355	1,715

(中分類：52) (小分類：528)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	数値制御金属 工作機械工	職業安定 業務統計	1,088	1,264	1,367	1,405	1,503	1,645	2,082
2	地域調整	(黒石) 80.3	874	1,015	1,098	1,129	1,207	1,321	1,672
3	退職金(5%) 上乘せ後		918	1,066	1,153	1,186	1,268	1,388	1,756

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与の関係)

(2/3)

(中分類：54) (小分類：569)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品 製造等	職業安定 業務統計	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038
2	地域調整	(黒石) 80.3	856	995	1,075	1,105	1,182	1,293	1,637
3	退職金(5%)上乗せ後		899	1,045	1,129	1,161	1,242	1,358	1,719

(中分類：57) (小分類：573)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電気通信機械 器具組立工	職業安定 業務統計	1,019	1,184	1,280	1,316	1,407	1,541	1,950
2	地域調整	(弘前) 81.7	888	1,032	1,116	1,147	1,227	1,343	1,700
3	退職金(5%)上乗せ後		933	1,084	1,172	1,205	1,289	1,411	1,785

(中分類：57) (小分類：574)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電子応用機械 器具組立工	職業安定 業務統計	1,057	1,228	1,328	1,365	1,460	1,598	2,023
2	地域調整	(弘前) 81.7	888	1,032	1,116	1,147	1,227	1,343	1,700
3	退職金(5%)上乗せ後		933	1,084	1,172	1,205	1,289	1,411	1,785

(中分類：57) (小分類：574)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電子応用機械 器具組立工	職業安定 業務統計	1,057	1,228	1,328	1,365	1,460	1,598	2,023
2	地域調整	(黒石) 80.3	888	1,032	1,116	1,147	1,227	1,343	1,700
3	退職金(5%)上乗せ後		933	1,084	1,172	1,205	1,289	1,411	1,785

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与の関係)

(3/3)

(中分類：57) (小分類：582)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	束線工	職業安定 業務統計	941	1,093	1,182	1,215	1,300	1,423	1,801
2	地域調整	(弘前) 81.7	888	1,032	1,116	1,147	1,227	1,343	1,700
3	退職金(5%)上乗せ後		933	1,084	1,172	1,205	1,289	1,411	1,785

(中分類：75) (小分類：756)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	荷造 作業員	職業安定 業務統計	1,053	1,224	1,323	1,359	1,454	1,592	2,015
2	地域調整	(弘前) 81.7	861	1,001	1,081	1,111	1,188	1,301	1,647
3	退職金(5%)上乗せ後		905	1,052	1,136	1,167	1,248	1,367	1,730

(中分類：76) (小分類：761)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ビル・建物 清掃員	職業安定 業務統計	1,028	1,195	1,291	1,327	1,420	1,554	1,968
2	地域調整	(弘前) 81.7	853	992	1,072	1,102	1,178	1,290	1,633
3	退職金(5%)上乗せ後		896	1,042	1,126	1,158	1,237	1,355	1,715

(中分類：76) (小分類：769)			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の清 掃の職業	職業安定 業務統計	1,182	1,373	1,485	1,526	1,632	1,787	2,262
2	地域調整	(弘前) 81.7	966	1,122	1,214	1,247	1,334	1,460	1,849
3	退職金(5%)上乗せ後		1,015	1,179	1,275	1,310	1,401	1,533	1,942

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(1/6)

【職種】中分類:07 小分類:073〈機械開発技術者〉黒石

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	機械開発技術者 (技術提案)	2,000	なし	2,000	1,578	10年
Bランク	機械開発技術者 (生産効率調査)	1,500	なし	1,500	1,348	3年
Cランク	機械開発技術者 (技術業務助手)	1,100	なし	1,100	1,044	0年

【職種】中分類:25 小分類:257〈総合事務員〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	総合事務員 (労務関連)	1,380	なし	1,380	1,355	10年
Bランク	総合事務員 (社内外情報発信)	1,160	なし	1,160	1,158	3年
Cランク	総合事務員 (来客対応・社内運営補助)	900	なし	900	896	0年

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(2/6)

【職種】中分類:31 小分類:312〈データ入力係員〉黒石

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	データ入力係員 (製品テスト)	1,400	なし	1,400	1,355	10年
Bランク	データ入力係員 (報告書作成)	1,160	なし	1,160	1,158	3年
Cランク	データ入力係員 (データ入力)	1,020	なし	1,020	896	0年

【職種】中分類:52 小分類:528〈数値制御金属工作機械工〉黒石

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	数値制御金属工作 機械工 (セッティング・調整)	1,430	なし	1,430	1,388	10年
Bランク	数値制御金属工作 機械工 (測定・検査)	1,200	なし	1,200	1,186	3年
Cランク	数値制御金属工作 機械工 (オペレータ)	920	なし	920	918	0年

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(3/6)

【職種】中分類:54 小分類:569〈その他の製品製造等〉黒石

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	製品の組立 (報告書作成・在庫管理)	1,400	なし	1,400	1,358	10年
Bランク	製品の組立 (作業指示、検査)	1,180	なし	1,180	1,161	3年
Cランク	製品の組立 (組立作業)	950	なし	950	899	0年

【職種】中分類:57 小分類:573〈電気通信機械器具組立工〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	電気通信機械器具 組立(報告書作成、 在庫管理)	1,420	なし	1,420	1,411	10年
Bランク	電気通信機械器具 組立(作業指示、 検査)	1,210	なし	1,210	1,205	3年
Cランク	電気通信機械器具 組立(組立て作業)	950	なし	950	933	0年

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(4/6)

【職種】中分類:57 小分類:574〈電子応用機械器具組立工〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	電子応用機械機器組立工（在庫管理、検査）	1,420	なし	1,420	1,411	10年
Bランク	電子応用機械機器組立工（作業指示、梱包）	1,210	なし	1,210	1,205	3年
Cランク	電子応用機械機器組立工（組立）	950	なし	950	933	0年

【職種】中分類:57 小分類:574〈電子応用機械器具組立工〉黒石

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	電子応用機械機器組立工（在庫管理、検査）	1,420	なし	1,420	1,411	10年
Bランク	電子応用機械機器組立工（作業指示、梱包）	1,210	なし	1,210	1,205	3年
Cランク	電子応用機械機器組立工（組立）	950	なし	950	933	0年

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(5/6)

【職種】中分類:57 小分類:582〈束線工〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	束線工 (在庫管理、検査)	1,420	なし	1,420	1,411	10年
Bランク	束線工 (作業指示、梱包)	1,210	なし	1,210	1,205	3年
Cランク	束線工(組立)	950	なし	950	933	0年

【職種】中分類:75 小分類:756〈荷造作業員〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	荷造作業 (発送)	1,400	なし	1,400	1,367	10年
Bランク	荷造作業 (選果・出荷)	1,170	なし	1,170	1,167	3年
Cランク	荷造作業 (荷造、出荷補助)	910	なし	910	905	0年

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

(6/6)

【職種】中分類:76 小分類:761〈ビル・建物清掃員〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	清掃業務 (業務指示、検査)	1,360	なし	1,360	1,355	10年
Bランク	清掃業務 (作業指導)	1,160	なし	1,160	1,158	3年
Cランク	一般清掃	900	なし	900	896	0年

【職種】中分類:76 小分類:769〈その他の清掃の職業〉弘前

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	清掃業務 (業務指示、検査)	1,550	なし	1,550	1,533	10年
Bランク	清掃業務 (作業指導)	1,350	なし	1,350	1,310	3年
Cランク	一般清掃	1,020	なし	1,020	1,015	0年